

令和 7 年第 5 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 5 階 正庁

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 7 名）

欠席農業委員（2 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 8 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 4 議案第 4 号 農地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。

田植の終わった後のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、第4条関係が1件、第5条関係が5件、農用地利用集積等促進計画関係が1件、合わせて14件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定により議事録署名人の指名がありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局より議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年5月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

事 務 局 それでは3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その１からその７までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第３条その１について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、５月２３日、委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人も現地でお会いし、聞き取りを行っております。双方とも申請内容に間違いのないことです。また、周辺農地への影響は全くないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案どおりと決定いたします。

農地法第３条その２について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今般の申請につきましては、５月２０日に委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても間違いのないことでございます。今回の申請による周辺の農地への影響は、特に問題ございませんでした。皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る５月２４日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人とは電話での確認ということで進めて、申請内容の聞き取りも行い、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はありません。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その４について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、5月20日に委員と現地調査を行いました。譲渡人、そして譲受人とは電話で確認をいたしました。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。皆様のご審議どうぞよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、5月24日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容の聞き取りも行いまして、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、5月24日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人とは、この申請の経緯も含めて申請内容の聞き取りを行いまして、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺の農地への影響は、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、5月25日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人については、来れないということでしたので電話にて確認しました。譲受人とは現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いなしのことでした。今回の申請

に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたし
ます。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第
5項の規定により審議するものとする。

令和7年5月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第4条その1について審議いたします。

事務局に説明いたさせます。

事 務 局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、5月24日、委員と現地で調査を行いました。

申請人にもお会いして、直接、場所等を確認して特に問題ないなということで確認しまし
た。

今回の申請による周辺農地への影響はないと思いますので、皆様方のご審議よろしくお願
いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について提案どおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について協議いたします。

事務局より朗読させます。

事 務 局 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項及び同条第 5 号の規定により審議するものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第 5 条その 1 について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、13 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その 1 朗読】

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。

今回の申請について、去る 5 月 27 日に委員さんと現地調査を行いました。

設定人には、26 日に電話で申請の内容について確認しました。設定人の父、また被設定人と、5 月 27 日に現地で立ち会い、申請内容について確認しました。二方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺への影響については、特に問題ないと思われま

す。

皆様方のご審議のほうよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 2 について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、18ページをご覧ください。

農地法第5条その2、一時転用事業について説明申し上げます。

【その2朗読】

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきましては、5月28日、委員と設定人及び被設定人の担当者と現地を確認いたしました。その結果、周辺農地への影響、排水、土砂流出等の問題はないと確認が取れました。補足しますと、過去にもこの場所は何度か同じような目的で使われておりますが、全く問題がないと確認しております。

皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3、その4は関連がありますので一括審議といたします。

事務局より説明願います。

事務局 その3、その4について説明申し上げます。

【その3 その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、15日に委員と現地確認しました。

譲渡人2名、譲受人の担当者に対し、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことです。

今回の転用による周辺農地への影響については、問題ないと思われます。

皆様方のご審議よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 3、その 4 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 5 について審議いたします。

農業委員等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 事務局より説明いたします。

事 務 局 それでは、33 ページをご覧ください。

【その 5 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 3 種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る 5 月 27 日に、委員と設定人、被設定人の担当者立会
いの下、現地調査を行いました。

申請内容につきましても聞き取り、確認したところ、申請内容に間違いとのこと。今
回の申請による周辺地域への影響につきましても、特に問題はないと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 5 ついて原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第 4 号

会 長 次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを審議いたします。

この議案については、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計
画の意見を求められたので、審議するものとする。

令和7年5月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、39ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田1万418平米で、権利の種類は賃借権1件となっております。

農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について意見がないことを報告いたします。

以上で、本総会に提案されました議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

委 員 今、中間管理機構という名前が出ましたが、前回もあっせん会議の代わりに中間管理機構で、これから集約するという形になっていますけれどもどういう形になるのか。

事 務 局 実際、名前と、あっせん会議というのはなくなりますが、農政課と協議しまして、今までやっていたあっせん事業と同じことは、農業委員会が引き続き継続して事務を取り扱うという方向で調整しております。今までどおり、農業委員会で取り扱うということで、農政課と協議しております。

委 員 県のほうとは。

事 務 局 県のほうは、手続は、あっせん自体は今まで農業委員会が登記簿の登記までを取り扱っていたんですが、今回の特例事業というのですけれども、中間管理機構を通したあっせん事業につきましては、最終的な登記自体は中間管理機構が行うことになります。こちらは、

間の会議を行ったりとか、書類を準備したりとか、その部分は農業委員会がやりますが、最終的な登記につきましては中間管理機構が行うことになります。

よろしいですか。

事務局 窓口は、農業委員会が行うということでご理解いただければと思います。

会長 今までどおりとは違うんだね。

事務局 最後のところが、登記に関しては中間管理機構が行うという部分になっているというところが違います。あと、多分、手数料がかかるようになると思います。

会長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。5月22日に前期の農業委員会会長・事務局長研修会に行ってきました。日程とか、今回の食料・農業・農村基本計画について、あるいは地域計画についてなどの話を聞いてまいりました。

次回総会は6月30日月曜日、午後2時よりこの正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

会長 なければ、これをもちまして令和7年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時55分)
